

令和6年 No.52

○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則の制定

○国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めの制定

改正理由

ダイバーシティ・インクルージョン推進本部の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

ダイバーシティ・インクルージョン推進本部設置に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月11日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規則第41号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めに次のように制定する。

令和6年12月11日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する
取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：ダイバーシティ・インクルージョン推進本部の設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (人事課) 第15条 人事課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(9) 〔省略〕 (10) <u>ダイバーシティ・インクルージョン推進本部</u>の業務に関し，連絡調整すること。 (11)～(15) 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は，令和6年12月11日から施行し，令和6年12月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (人事課) 第15条 人事課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(9) 〔省略〕 (10) <u>男女共同参画推進本部</u>の業務に関し，連絡調整すること。 (11)～(15) 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：ダイバーシティ・インクルージョン推進本部の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改

正

〔省略〕

(専決)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は、同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

〔省略〕

別表第2

〔省略〕

(総務部関係)

事 項	名義者	専決者
(1)～(16) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(17)非常勤職員（ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント及び育児・介護・看護等支援補助員を除く。）の採用等に関する文書	学 長	総 務 部 長
(18)非常勤職員（ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント及び育児・介護・看護等支援補助員），非常勤講師，特任教員及び特命教授等の採用等に関する文書	学 長	人 事 課 長
(19)～(41) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

現

行

〔省略〕

(専決)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は、同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

〔省略〕

別表第2

〔省略〕

(総務部関係)

事 項	名義者	専決者
(1)～(16) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(17)非常勤職員（ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント及び男女共同参画推進本部育児・介護・看護等支援補助員を除く。）の採用等に関する文書	学 長	総 務 部 長
(18)非常勤職員（ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント及び男女共同参画推進本部育児・介護・看護等支援補助員），非常勤講師，特任教員及び特命教授等の採用等に関する文書	学 長	人 事 課 長
(19)～(41) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規則は、令和6年12月11日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部改正について

改正理由：ダイバーシティ・インクルージョン推進本部の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正						現 行					
〔省略〕 (理事及び副学長の職務分担等) 第2 理事及び副学長の職務分担等は，別表のとおりとする。 〔省略〕 別表（第2関係）						〔省略〕 (理事及び副学長の職務分担等) 第2 理事及び副学長の職務分担等は，別表のとおりとする。 〔省略〕 別表（第2関係）					
役職名（担当）	理事の職務分担	副学長の職務分担	担当する組織 / 兼務職	担当する推進本部等	担当するセンター・ユニット・グループ等	役職名（担当）	理事の職務分担	副学長の職務分担	担当する組織 / 兼務職	担当する推進本部等	担当するセンター・ユニット・グループ等
理事・副学長 （全体統括・総務・社会連携担当）	理事業務の全体統括，総務，社会連携，財務，労務，国際，附属学校	副学長業務の全体統括，総務，社会連携		全学戦略・広報本部（本部長） 社会連携推進本部（本部長） 国際戦略推進本部（副本部長） <u>ダイバーシティ・インクルージョン推進本部（副本部長）</u> PD推進本部（本部長）		理事・副学長 （全体統括・総務・社会連携担当）	理事業務の全体統括，総務，社会連携，財務，労務，国際，附属学校	副学長業務の全体統括，総務，社会連携		全学戦略・広報本部（本部長） 社会連携推進本部（本部長） 国際戦略推進本部（副本部長） <u>男女共同参画推進本部（副本部長）</u> PD推進本部（本部長）	
〔省略〕						〔省略〕					
副学長 （ダイバーシティ推進・特命事項担当）		ダイバーシティ推進・特命事項		<u>ダイバーシティ・インクルージョン推進本部（本部長）</u>		副学長 （ダイバーシティ推進・特命事項担当）		ダイバーシティ推進・特命事項		<u>男女共同参画推進本部（本部長）</u>	
副学長 （財務・労務担当）		財務，労務	事務局長	<u>ダイバーシティ・インクルージョン推進本部（</u>		副学長 （財務・労務担当）		財務，労務	事務局長	<u>男女共同参画推進本部（副本部長）</u>	

				副本部長) P D推進本部 (						P D推進本部 (	
<u>附 則</u> <u>この取決めは、令和6年 12 月 11 日から施行し、令和6年 12 月 1日から適用する。</u>											